

男鹿市条例第9号

男鹿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

男鹿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年男鹿市条例第29号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(最低基準の目的)</p> <p>第3条 最低基準は、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（<u>乳児等通園支援事業所</u>の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う乳幼児への適切な遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>(職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第11条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> | <p>(最低基準の目的)</p> <p>第3条 最低基準は、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（<u>乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）</u>）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う乳幼児への適切な遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>(職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第11条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(規程)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項 <u>その他の</u>利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第18条 <u>乳児等通園支援事業所</u>には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにした記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第19条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下</p> | <p>(規程)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>乳児又は幼児の区分ごとの</u>利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項 <u>並びに</u>利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第18条 <u>乳児等通園支援事業者</u>は、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにした記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第19条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>同じ。)又は家庭的保育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)が当該施設又は事業に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p><u>(設備及び職員の基準の特例)</u></p> <p><u>第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。</u></p> <p>(乳児等通園支援の内容)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所</p> | <p>同じ。)又は家庭的保育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(乳児等通園支援の内容)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。<u>この場合において、これらの規定中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは、「余裕活用型乳児等通園支援事業」とする。</u></p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成そ</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p><u>①</u>職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録があつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> | <p>その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録があつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> |
| <p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。</p> | |

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。